



埼玉県報

第123号
令和2年(2020年)
7月14日
火曜日

目次

告示

- ふるさと納税サイトを利用して納付される寄附金の収納事務委託に関する告示（財政課）
- 防護服（シューズカバー付き）及びフェイスシールドの購入に関する契約の相手方等の公示（感染症対策課）
- 医療用アイソレーションガウンの購入に関する契約の相手方等の公示（感染症対策課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 県道熊谷小川秩父線の区域の変更（東松山県土整備事務所）

告示

埼玉県告示第七百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和二年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

| 委託事務 | 受託者の住所、名称及び代表者氏名 | 委託期間 |
|---|--|-------------------------|
| ふるさと納税 サイト「ふるさとチョイス」 を利用して納付される寄附金の収納事務 | 東京都目黒区青葉台三丁目六番二十八号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一 | 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで |
| ふるさと納税 サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金の収納事務 | 東京都中央区京橋二丁目二番一号 株式会社さとふる 代表取締役社長 藤井 宏明 | 令和二年五月二十日から令和三年三月三十一日まで |

告 示

埼玉県告示第七百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年七月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

(1)防護服（シューズカバー付き） 17,000 着

(2)フェイスシールド 16,800 着

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県保健医療部保健医療政策課感染症・新型インフルエンザ対策担当 埼玉
県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年5月18日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ガゼール 岐阜県羽島郡岐南町伏屋5丁目1番地

5 契約金額

65,406,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年七月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
医療用アイソレーションガウン 55,000 着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部保健医療政策課感染症・新型インフルエンザ対策担当 埼玉
県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年5月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ファミリージャパン株式会社 山梨県甲府市国母8丁目5番11号
- 5 契約金額
69,575,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

二級基準点測量

三 作業地域

北本市東間二丁目地内

四 作業期間

令和二年六月二十六日から令和三年三月十二日まで

告示

埼玉県告示第七百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年七月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・百二号 指扇中央通線

三 事業施行期間

令和二年七月十四日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市西大字指扇地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--|-------------|------------------|
| <p>比企郡嵐山町大字杉山字 豊岡二三八番一七地先か ら同郡同町大字杉山字豊 岡二一〇番一地先まで</p> | | 区 間 |
| 三八・七七〽六五・一一 | 三八・七七〽八二・二八 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一五一・九二 | | 延 長 (メートル) |
| <p>平成三十一年二月八日付 け道環第五六一号で売却 処分が適当とされた箇所 を道路区域から除外する もの。</p> | | 備 考 |